

報告第 2 2 号

専決処分の報告について《公用自動車物損事故（峰山町菅 R5. 3. 15）に係る損害賠償額の決定》

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

京丹後市長 中 山 泰

(別記)

専決第20号

専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年8月14日

京丹後市長 中山 泰

損害賠償の額の決定について

京丹後市峰山町菅地内において発生した物損事故により、相手方に損害を与えたので、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 事故の概要

令和5年3月15日、市長公室職員が公用車で京丹後市峰山町菅地内の訪問先に向かい、訪問先を確認するため道路の端に公用車を停止しようとしたところ、相手方ブロック塀に衝突し、損害を与えたもの。

2 損害賠償の額 135,300円

3 損害賠償の相手方 滋賀県草津市在住 個人